

I. 総論

- 経済的威圧（EC）：一般的には、経済的威圧は、経済的脆弱性や経済的相互依存関係などの非軍事的な力を「武器化」し、他国に圧力をかけることにより、他国の主権に属するべき自主的な外交政策や国内政策の意思決定や健全な経済発展を阻害し、他国の政策を自国に有利な形に変更させようとする試み。
- 威圧国の手口：おおむね下記に分類できる。検疫や治安などを口実に、国際法上あたかも正当な措置であるかの如く「偽装」するなど手口が巧妙化。偽情報を含む不透明な影響力行使。非国家主体を非公式に動員している可能性。
 - ・ モノの輸出入制限などの貿易制限措置
 - ・ 査証発給制限や在留邦人の拘束などヒトの移動や身体に関する制限措置
 - ・ 在留企業に対する営業停止処分や不買運動など企業の営業活動に対する制限措置
 - ・ 開発援助の一時停止などカネの流れに対する制限措置
- EC対応の基盤：既提言の、セキュリティ・クリアランス（SC）、サイバーセキュリティ（CS）、経済インテリジェンス（EI）、戦略コミュニケーション（IO）、偽情報対応（DI）の着実な整備。
- EC対応の基本的姿勢：経済的威圧は、自由で開かれ安定した国際経済秩序に対する重大な挑戦。自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値や国際法に基づく国際秩序をも棄損するもの。断固として認めることはできない。国際秩序を維持・擁護する立場を明確にし、国際社会の団結した支援による抑止力と対処力を強化。必要に応じて具体的措置を検討。
- リスク点検（RA）と研究セキュリティ・インテグリティ（RS/RI）：我が国の重要な産業や大学・研究機関における経済安全保障上の対応に万全を期す必要があることから、我が国の重要な産業の不断のRAやRS/RIの強化も重要。
- 経済安全保障戦略策定：政府と産業界等が緊密に連携・協調し、また、国際社会との連携及び意識共有を図るため、具体的な経済安全保障の戦略を策定すべき。

経済的威圧など経済安全保障上の重要政策に関する提言（概要）

Ⅱ. 経済的威圧に対する取組（EC）

経済的威圧：Economic Coercion(EC)

意志・方針	<ul style="list-style-type: none">➤ 毅然とした態度を持って、戦略的に対応するため、国の意志や方針を明示的に国内外に示すべき。
平時の取組	<ul style="list-style-type: none">➤ サプライチェーン分析、チョークポイントの克服を通じたサプライチェーンの強靱化、リスク点検の強化、研究セキュリティ・インテグリティの強化➤ 産業界と信頼関係に基づく連携（情報提供窓口の設置、政府からの情報提供）、貿易保険の活用➤ 更なる国際連携（G7で連携したメッセージング（戦略的コミュニケーション）、G7プラットフォームの活用、G7以外へのアウトリーチ、WTO等の多国間通商体制の維持・強化、有志国連携・他）
我が国が経済的威圧を受けた場合の取組	<ul style="list-style-type: none">➤ 産業界等と連携した実態把握、代替輸入先や代替輸出先の確保➤ G7で連携したメッセージング（戦略的コミュニケーション）、G7プラットフォームの活用➤ WTOやRCEPの国際的な多国間枠組み等の活用、国際的なルールの下での対応➤ 必要に応じて具体的な措置の検討（国際法上の正当性、政策的譲歩が引き出せる可能性、次なる経済的威圧を抑止できる可能性などの他、手の内を晒すことにならないよう留意が必要）
第三国EC被害時の取組	<ul style="list-style-type: none">➤ 被害国との丁寧なコミュニケーションによる実態把握、G7と共同したメッセージング（戦略的コミュニケーション）、代替マーケットとしての協力等の必要に応じた具体的な取組、連帯の意思の表明

Ⅲ. 我が国の重要な産業や技術に対する守りの強化（RA)(RS/RI)

リスク点検：Risk Assessment(RA)

研究セキュリティ・インテグリティ：Research Security / Integrity(RS/RI)

リスク点検の深化・定例化	<ul style="list-style-type: none">➤ 有識者との意見交換等による点検内容の客観的かつ専門的な見地からの検証、各業界との密接な意思疎通➤ 点検の不断の見直しと定例化、リスクシナリオ具体化や多角的総合的分析実施による深化
研究セキュリティ・インテグリティの実効性の強化	<ul style="list-style-type: none">➤ 研究者の自由で安心できる研究環境を守るため、研究機関・大学の規模や実情に応じた機微な知見・技術情報の流出防止措置の徹底<ul style="list-style-type: none">・ 各担当部署・窓口の連携によるスムーズに情報共有できるような体制の構築・ 情報の漏洩時に不正競争防止法の適用を図るための対応・ 最新情報を踏まえた指摘や、客観的なレビューが得られるような環境整備・ 研究現場における研究セキュリティ・インテグリティに関する意識向上や人材育成